

群馬県前橋市上細井町新田上遺跡出土 墨書土器についての一考察

高 島 英 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 群馬県前橋市上細井町新田上遺跡について

2. 本遺跡出土墨書・刻書土器の概要

3. 「竈神」墨書土器の歴史的意義

おわりに

— 要 旨 —

平成24年度に当事業団が上武道路の建設に先だって発掘調査を実施した群馬県前橋市上細井町新田上遺跡は、平成25年度に整理事業が実施され、平成26年3月に発掘調査報告書が刊行され、調査成果が公表されている。

報告書には、出土した墨書・刻書土器29点が掲載されているが、そのうちの1点である11号竪穴状遺構出土の9世紀後半の土師器杯底部外面に「□神」と墨書されたものは、「竈神」と釈読することが可能であり、全国的にも類例が数少ない、古代村落における竈神信仰の実態を直接的に示す資料の一つであると位置づけることが出来よう。

小稿では、同遺跡出土の「竈神」墨書土器そのものについての即物的な検討や、出土遺跡及び出土状況に関する基礎的な検討を踏まえて、全国各地から出土している「竈神」記載文字資料の類例や出土状況を検討することによって、祭祀具としての「竈神」の語が記載された墨書土器の意義について考察した。

また、併せて、同遺跡及び周辺遺跡出土の文字資料の資料的な位置づけや歴史的意義付けを改めて行った。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 群馬県前橋市

研究対象 墨書・刻書土器、祭祀

はじめに

2012年5月1日から11月30日にかけて、一般国道17号上武道路の改築工事に伴い、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査された群馬県前橋市上細井町1276-2番地他に所在する新田上遺跡^{しんでんかみ}において、11号竪穴状遺構の埋土中から底部外面に「□神」と墨書された9世紀中頃～後半の土師器杯が出土した。

この遺跡は、2013年度に整理作業が行われ、2015年3月6日付け、発掘調査報告書『新田上遺跡—一般国道17号(上武道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査(その3)報告書、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第591集』が刊行されている(以下、報告書と称する)⁽¹⁾。この報告書では、当該資料の一文書目は釈読されていないものの⁽²⁾、2016年度初頭に、偶々、実見する機会を得て詳細に検討したところ、遺された墨痕の状況、残画等の観察の結果、あくまでも私案ではあるが「竈神」と釈読出来るのではないかと考えられた。

周知の通り、古墳時代後期～奈良・平安時代の、竈を有する竪穴建物跡を発掘調査すると、それらの殆どの事例において、竈が人為的に破壊された状態で検出されており、竪穴建物の廃絶に際しては竈が解体されるということが共通認識になっている(中沢1986ほか)。また、竪穴建物跡の竈跡周囲の床面の直上や、竈脇に設けられた棚状の施設、あるいは竈上、埋土中などから、あたかも人為的に置かれたような状態、あるいは逆様に伏せて置いたような状態で杯・椀型の土器が出土するケースが少なからず報じられており、とくにそうした類例の中には墨書・刻書土器が多く含まれているということもよく知られている通りである(桐生2002ほか)。

古墳時代の、初源期の竈の調査事例においても、竈の周囲から石製模造品や手捏土器などの祭祀遺物が出土している場合が少なくない(寺沢1986、内田2005ほか)。

また、類例としては現在までのところ、まだ全国で2例にしか過ぎないのであるが、土製竈支脚に人面が線刻された例もあり⁽³⁾、竈神の顔ではないかとも考えられている⁽⁴⁾。

さらに、竈そのものを象った土製小型の竈形代(「竈形土器」・「竈形土製品」・「炊飯形土器」・「韓竈形」)の出土も多く報じられていて、研究が進展しているところである(神谷1988・2015)。

このような状況を挙げるまでもなく、竪穴建物においては、日常的に、あるいは廃絶に際して、竈に関わる祭祀がなされたことは早くから多くの研究者たちによって論じられてきたところである(桐原1977・1979、桐生1984・1987・1995・2003・2005・2007・2015ほか、寺沢1986・1992、中沢1986、今泉1989・1996、小林1989、近野1990、荒井健治1991、堤1991・1995・2007、平川1991・2000、寺沢1986・1992、久松1992、渡辺1993、阿

久津1994、小田1994、関1994・1998・2000、小林1995、河西1996、末木1996、田形1996、外山1998、平野1999・2000・2015、森原2000、内田2004・2005、富永2005、荒井秀規2005・2006・2015、糸川2009、笹生2012c、井上2012、横浜市歴史博物館2012、時枝2015、佐伯2015、五十嵐2015ほか)。

また、宮中祭祀や貴族・官人層邸宅における宅神祭祀等、古代社会において竈神の祭祀が広範に行われていたことが史料によって知られており、史料からの竈神研究も古くは江戸期から行われており、その成果は枚挙に暇がない(近年では吉澤1994、増尾2001、門田2011、荒井2015など)⁽⁵⁾。

さらには評家・郡家の遺構を含む遺跡と考えられている長野県千曲市屋代遺跡群で検出された溝SD7045からは「竈神」とのみ記された7世紀後半から8世紀初頭頃のものと考えられる木簡が出土しており(長野県埋蔵文化財センター1996)、地方官衙においても早くから竈神祭祀が執り行われていたことが知られる(荒井2006)。

とは言うものの、竈に関わる祭祀の存在が、ほぼ普遍的に捉えられていながらも、「竈神」とストレートに記された墨書・刻書土器の類例は全国的にも非常に少なく、管見に入ったものだけでも僅か4例であり、「竈」の一文書が記されたものと併せても、関東地方の群馬・栃木・千葉の3県から6例、北陸地方の富山県から1例の計7例、いずれも墨書土器が報告されているに過ぎない(表1・図1)。

そのような状況下において、当該資料を「竈神」と釈読してよいとすれば、全国的にもまだ類例が極めて少ない「竈神」と記載された文字資料を1点加えることになり、そのことのみによっても重要な資料的価値を有するのみならず、奈良・平安時代の東国における村落祭祀の在り方を考える上での重要な手掛かりとなり得る資料の一例として、極めて貴重であり、かつ歴史的意義においても重要な資料であることは、衆目の一致するところであろう。

わが国の古代集落における竈の祭祀に関わる墨書・刻書土器については、すでに荒井秀規氏の優れた論考がある(荒井2006)。荒井氏は、まず各種の史料を博搜され、中国の竈神信仰との異同を検証された上で、わが国古代における竈神の特質について簡潔に整理され、史料に沿いながら竈神祭祀の形態を整理された。次いで発掘調査によって検出された竪穴建物跡における竈遺構の検出状況や、「竈神」記載墨書土器をはじめとした各種の墨書・刻書土器の出土状況を丹念に検討され、墨書・刻書土器が竪穴建物内における竈祭祀において必ずしも欠くべからざる祭祀具ではなかったということを明らかにされた。さらに、竪穴建物における竈の構築・使用・廃絶のプロセスについても論究された。

その結果、

- ①竈神は、祭祀の主体者に付随して、その移動とともに移遷するものと認識されていたこと。
- ②史料上、宮中の竈神の神坐が鍋・釜の類であったことを敷衍し、地方村落社会における竈神祭祀では、土器が神坐として使用されることもあったと考えられること。
- ③竈の構築及び解体に伴う祭祀のみならず、日常の竈機能時に、竈神の神坐としての器物が住居内の「神棚」に奉置されていたこと。
- ④竈を封印する行為は、竈神の封印が目的ではなく、竈神の移遷を促すためであったと考えられること。

などの諸点を明確に指摘され、竈穴建物跡における竈出土墨書・刻書土器の機能を明快に説明された。

また、門田誠一氏も、平安時代の古記録・説話等に見える竈神祭祀に関する記事との関係から、集落遺跡出土「竈神」記載墨書土器について言及され、都の貴族層が行っていた陰陽道による竈神祭祀と、東国村落の竈穴建物跡で行われていたような、墨書・刻書土器などを使用した竈神祭祀とは次元を異にするものであるとして、一概に同列に論じることを戒めておられる(門田2011)。

さらに、井上尚明氏も、各地から出土している「神」と記された墨書土器の出土状況の検討から、竈に関わる祭祀に使用された祭具としての墨書・刻書土器の機能について論じておられる(井上2012)。

私は、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の多くが、集落内における祭祀・儀礼等の行為において使用されたものであり、その多くが祟り神や疫神・鬼神などを含んだ意味における神仏の依代として奉獻されたものであると考えているが(高島2000・2006・2012)、竈神の神坐として墨書・刻書土器をはじめとする土器が使用されたとする荒井氏のお考えは、容易に従うことができる所説であり、正鵠を射たものと高く評価するところである。

率直に言って、古代集落における竈祭祀の展開については、史料及び考古資料双方を駆使して精緻を極めた検討と考察がなされているこの荒井氏の論考をはじめとする先学の諸研究によって、最早論じ尽くされており、再考の余地などは皆無に等しいと言っても過言ではない。

また、集落遺跡における竈穴建物における竈そのものや、竈穴建物内における祭祀・儀礼等の行為については、桐生直彦氏の竈穴建物に関する一連の膨大な先駆的研究の中でも詳細な検討と考察がなされているところである(桐生2002・2005に集約、ほか同2007・2015など)。

小考では、屋上屋を架す惧れを抱きつつも、これらの優れた諸研究に導かれながら、私案では「竈神」と釈読可能であると考える群馬県前橋市上細井町新田上遺跡出土の墨書土器の歴史的な意義やその背景について改めて考察し、併せて「竈神」ないし「竈」と記された墨書土器の検

討に特化して、それらの用途や機能、資料的意義について遺物に即した基礎的な検討を行うことによって、古代東国村落社会における祭祀の様相の一端を明らかにする手がかりを得たいと考える。

なお、表2・図2で示した前橋市上細井町新田上遺跡出土の墨書・刻書土器全点の釈文は、小稿の検討の対象とする「竈神」と記載された墨書土器(表2-25)を含め、土器の実見観察及び実測図等を検討した上で、私の見解として、私の責任において報告書と異なった釈文を示した事例もいくつかある(表2-1・3~5・12・17・24)。あくまでも私案による釈文の提示に過ぎないが、「竈神」墨書土器にとどまらず、本遺跡出土墨書・刻書土器そのものの再検討と新たな釈文私案の提示も、小稿執筆の主要な目的の一つであるので、その旨を予めお断りしておきたい。

また、小稿では、各報告書において竈穴「住居」として報告している遺構の名称について、すべて「竈穴建物」と表現した。私は、建物の構造を示す用語として、「平地建物」、「掘立柱建物」などの用語に対偶する概念として、「竈穴建物」という用語を使用することが妥当であると考えている(関1994・1998・2000、桐生2015a・bほか)。また、客観的表現として、建物の性格を予め決定付けたり、解釈の余地が入った用語ではない、全くニュートラルな、構造+「建物」という語の使用こそが妥当であると考えている。故に、自己の学問的信念に基づいて、報告書で「竈穴住居」として表現されている遺構名について、敢えて「竈穴建物」と読み換えて表現していることについても併せてお断りしておく。

申すまでもなく、報告書の事実記載を引用するに当たっては、その内容を最優先かつ最大限に尊重しなければならない。調査事実や編者の見解を、記述に忠実に従って引用した上で、然る後に、論者の見解なり解釈なりを提示すべきことは当然であり、小稿でもその点については十分に配慮したつもりである。しかしながら、なお不十分な点が存在しているやもしれず、調査担当者並びに報告書編者及び読者のご海容を乞う次第である。

なお、本文中に掲載した図1は表1記載の各文献から、また、図2~7はすべて報告書からの転載・引用である。

1. 群馬県前橋市上細井町新田上遺跡について

今回、群馬県前橋市上細井町新田上遺跡11号竈穴状遺構出土の2点の墨書土器の内の1点を「竈神」と釈読できるのではないかと私の私案を提示するにあたって、まずは報告書に拠りながら出土遺跡の概要を簡単に整理しておきたい。なお、以下、当該地域の地名について、県名表記は略する。

(1) 遺跡の位置

当該墨書土器が出土した新田上遺跡は、前橋市街地中

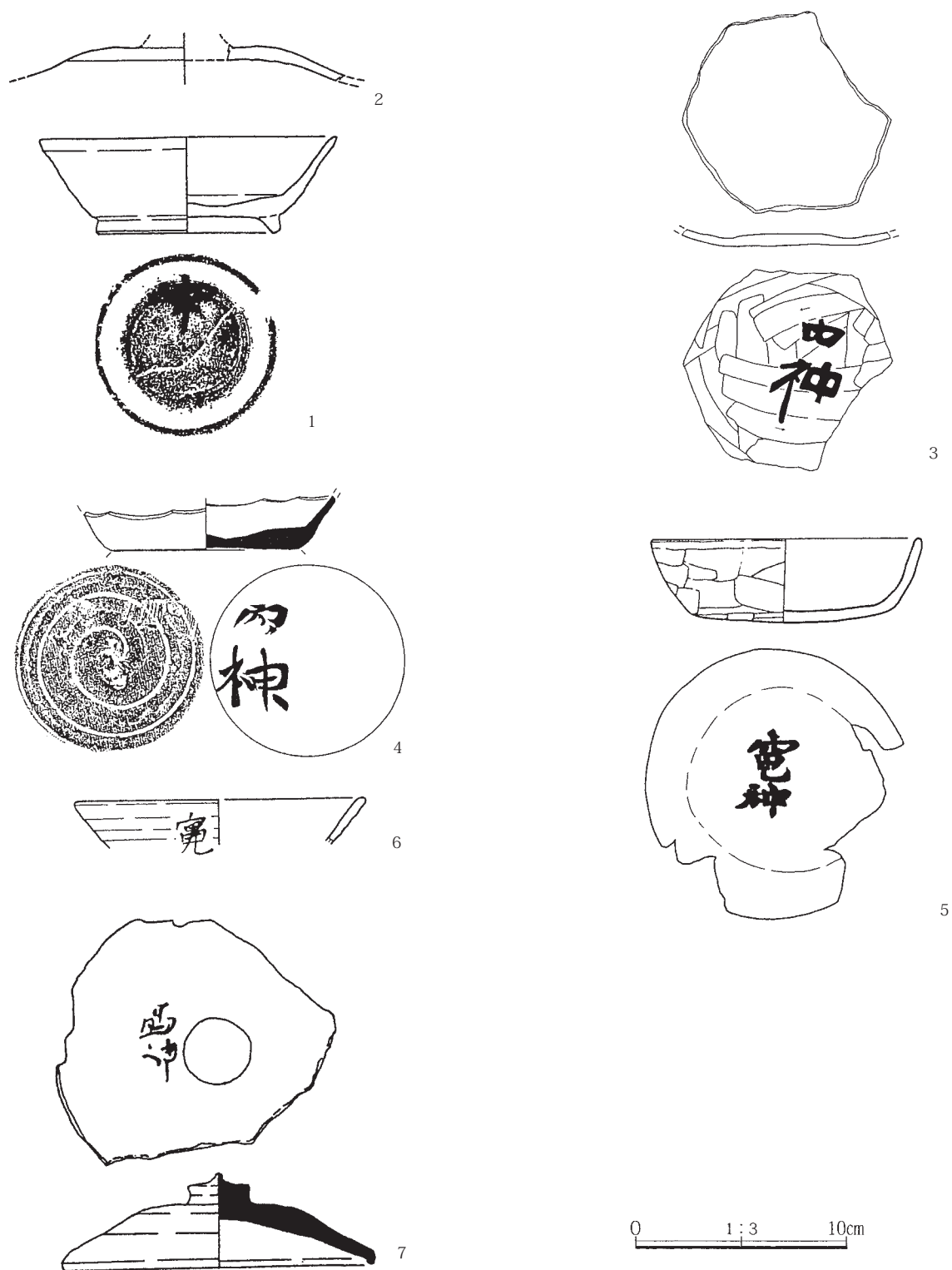


図1 各地出土の「竈神」・「竈」記載墨書土器

表 1. 「竈」及び「竈神」と記された古代の墨書土器

	出土遺跡名	種類	出土遺構	釈文	土器の年代	器種	文字記入部位等
1	大釜遺跡	集落	3号竪穴建物跡	竈	8世紀後半	須恵器碗	底部外面
2	大釜遺跡	集落	3号竪穴建物跡	竈	8世紀後半	須恵器蓋	体部外面
3	新田上遺跡	集落	11号竪穴状遺構 (粘土採掘坑)	竈神	9世紀中頃～後半	土師器杯	底部外面
4	多功南原遺跡	集落	SI739竪穴建物跡	竈神	8世紀後半	須恵器杯	底部外面
5	庄作遺跡	集落	58号竪穴建物跡	竈神	8世紀第2四半期	土師器杯	底部外面
6	久我台遺跡	集落	SI40竪穴建物跡	竈	10世紀前半	土師器杯	体部内面正位
7	水橋荒町遺跡	集落	区画溝跡	竈神	8世紀前半	須恵器蓋	体部外面

1・2 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編『大釜遺跡・金山古墳群―関越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書第7集』1983

3 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編『新田上遺跡―一般国道17号(上武道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査(その3)報告書、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第591集』2015

4 栃木県教育委員会・(財)栃木県文化振興事業団編『多功南原遺跡―住宅・都市整備公団宇都宮都市計画事業多功南原地区埋蔵文化財発掘調査―奈良平安時代編、栃木県埋蔵文化財調査報告第222集』1999

5 芝山町教育委員会・山武考古学研究所編『千葉県芝山町小原子遺跡群―小原子遺跡群調査報告書』1990

6 (財)千葉県文化財センター編『東金市久我台遺跡―房総導水路建設事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』1988

7 富山県埋蔵文化財センター編『富山県埋蔵文化財センター所報』第44号 1993

表 2. 新田上遺跡出土の墨書・刻書土器

	掲載番号	出土遺構	種別	釈文	土器の年代	遺構の年代	器種	文字記入部位等
1	6住ー4	6号竪穴建物跡	刻書	草(異体字)	8世紀後半	同じ	須恵器杯	底部内面
2	9住ー3	9号竪穴建物跡	墨書	□	不明	9世紀前半～中頃	土師器杯	底部外面
3	9住ー5	9号竪穴建物跡	墨書	五庄	9世紀前半	9世紀前半～中頃	須恵器杯	底部外面
4	11住ー2	11号竪穴建物跡	刻書	(記号)九字	8世紀後半	同じ	土師器杯	底部内面
5	11住ー8	11号竪穴建物跡	墨書	恵	9世紀後半	同じ	須恵器杯	体部内外面正位
6	14住ー8	14号竪穴建物跡	墨書	足	9世紀後半	9世紀中頃	須恵器杯	体部外面横位
7	14住ー8	14号竪穴建物跡	墨書	□	不明	9世紀中頃	須恵器杯	底部外面
8	40住ー5	40号竪穴建物跡	刻書	貞	9世紀後半	9世紀前半	須恵器碗	底部外面
9	50～52住ー25	50～52号竪穴建物跡	墨書	足	9世紀後半	同じ	土師器杯	底部外面
10	50～52住ー31	50～52号竪穴建物跡	墨書	□	不明	9世紀中頃	土師器杯	底部外面
11	50～52住ー32	50～52号竪穴建物跡	墨書	足	9世紀後半	9世紀前半	土師器杯	底部外面
12	51住ー4	51号竪穴建物跡	墨書	石上カ	9世紀後半	同じ	土師器杯	体部外面正位
13	3・4竪ー4	3・4号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀後半	9世紀中頃～後半	須恵器杯	体部外面横位
14	5竪ー2	5号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀前半	9世紀中頃	土師器杯	体部外面横位
15	5竪ー10	5号竪穴状遺構	墨書	□	不明	9世紀中頃	須恵器杯	体部外面
16	5竪ー14	5号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀後半	9世紀中頃	須恵器碗	体部外面横位
17	5竪ー17	5号竪穴状遺構	墨書	足カ	不明	9世紀中頃	須恵器杯	体部外面
18	5竪ー23	5号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀前半	9世紀中頃	土師器碗	底部外面
19	6竪ー1	6号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀前半	9世紀中頃～後半	土師器杯	体部外面横位
20	6竪ー7	6号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀後半	9世紀中頃～後半	須恵器碗	体部外面横位
21	7竪ー1	7号竪穴状遺構	墨書	足	不明	9世紀中頃	土師器杯	底部外面
22	7竪ー2	7号竪穴状遺構	墨書	足	不明	9世紀後半	土師器杯	底部外面
23	8竪ー2	8号竪穴状遺構	墨書	足	不明	9世紀後半	土師器杯	底部外面
24	8竪ー8	8号竪穴状遺構	墨書	草(異体字)	9世紀後半	同じ	須恵器碗	体部内面正位
25	11竪ー1	11号竪穴状遺構	墨書	竈神	不明	9世紀中頃～後半	土師器杯	底部外面
26	11竪ー6	11号竪穴状遺構	墨書	足	不明	9世紀中頃～後半	黒色土器杯	体部外面横位
27	19竪ー2	19号竪穴状遺構	墨書	足	9世紀後半	9世紀中頃～後半	土師器杯	体部外面横位
28	19溝ー1	19号溝跡	墨書	足	9世紀代	9世紀末頃	土師器杯	底部外面
29	64ピットー1	64号ピット	墨書	足	9世紀後半	9世紀末頃	黒色土器杯	体部外面横位



図2 群馬県前橋市上細井町新田上遺跡出土の墨書・刻書土器

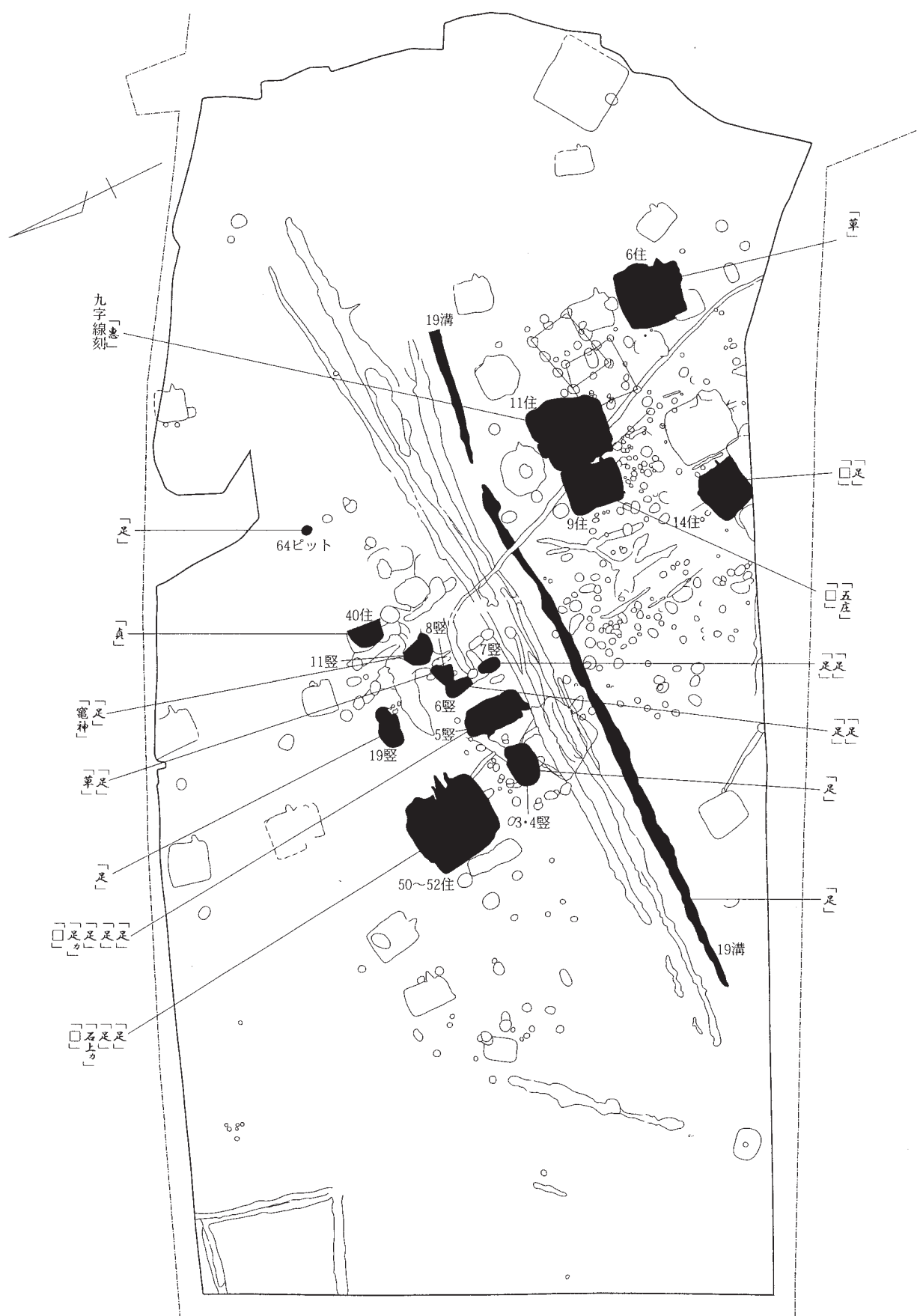


図3 群馬県前橋市上細井町新田上遺跡における墨書・刻書土器の出土遺構

心部から北へ約4kmの位置、赤城山の東南麓、新期の白川扇状地の先端が広瀬川川低地帯に接する地点から約500m程内側に立地している(図4)。

この新期の白川扇状地は、前橋市富士見町大河原付近を扇頂として、赤城山東南麓を北東から南西方向に流れる藤沢川と細ヶ沢川とをそれぞれ東西端とし、先端は広瀬川低地帯に張り出し、広範囲に亘る緩傾斜地を形成している(図5)。

遺跡の北約1kmの位置には「時沢」の地名があり、上野国勢多郡時沢郷の故地の中心部と考えられる。本遺跡から地理的に比較的近い場所に、古代郷名に由来する地名が遺存していることは、本遺跡の地が、律令制下にはいかなる郷であったのかを考える上で非常に示唆的である。

しかしながら、村岡良弼『日本地理志料』(1902・明治5年)では、旧端気村を中心に五代・鳥取・神明・上下細井・青柳・龍蔵寺・北代田・上下沖郷に及ぶ広範囲を芳賀郷に想定しており、それに従うと、上細井町に位置する本遺跡も芳賀郷の「範囲」内に所在していたことになる。

本遺跡の南東約11kmの位置に所在している前橋市二之宮町二之宮洗橋からは、「芳郷」と記された墨書土器が2点、「郷」の1文字のみが記された墨書土器が51点が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団1994)。土器に記された「芳郷」の文字は芳賀郷を指していると容易に考えられる。これほどの量の「郷」の文字が記された墨書土器がまとまって出土しているところから考えると、同遺跡及び周辺の地が芳賀郷の中心地あるいは郷長職にあった地域首長の本拠地であり、その場所で郷にかかわる何らかの祭祀・儀礼等の行為が行われていたと考えることが出来る。その点からみると、芳賀郷の中心部は、本遺跡の地からはかなり南東に寄った位置ということになり、本遺跡の地まで郷域に入るとすれば、かなり広範囲に亘り過ぎるとの印象が否めないところである。

いずれにしても、勢多郡の時沢郷と芳賀郷の「範囲」については、複雑に入り込んでいた可能性が想定できる。

なお、芳賀郷内には、平安時代末期に、伊勢神宮の細井御厨と青柳御厨が設置されていたことが知られており、細井御厨の故地は、当遺跡が所在した上細井町から下細井町にかけての一带に想定されている。

(2)調査概要

先述したように、2012年5月1日から11月30日にかけて一般国道17号上武道路の改築工事に伴い公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団によって約1万平米強が発掘調査され、旧石器時代から近世に及ぶ各時代の遺構・遺物が検出・出土した。

調査区はおおよそ3区画に分けられている。このうち北西側の67区は、大正用水を挟んで北西側と南東側の2箇所に分けられている。また、北北東―南南西方向に走

行する生活道路及び若干の調査対象外空間を挟んだ南東側に位置する55・65区は、単一の調査区として調査されている。

各時代に亘る多くの遺構が検出され、多量の遺物が出土したが、主体となっているのは、奈良・平安時代の竪穴建物によって構成される集落である。

検出された主な遺構・遺物は以下のとおりである。縄文時代や弥生時代の竪穴建物跡は、北西に位置する67区の南西側調査区にほぼ集中している。

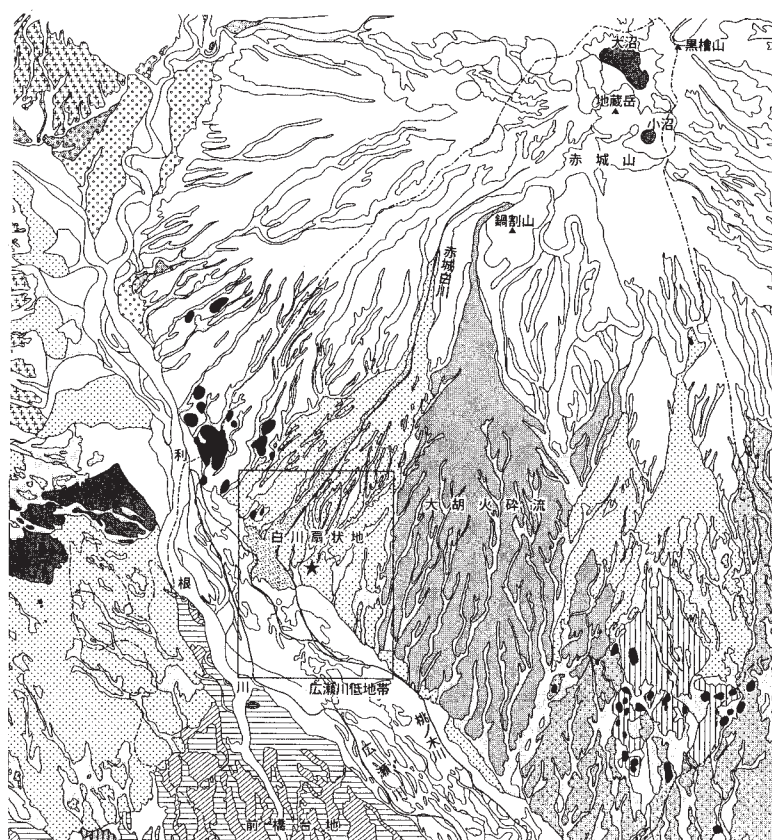
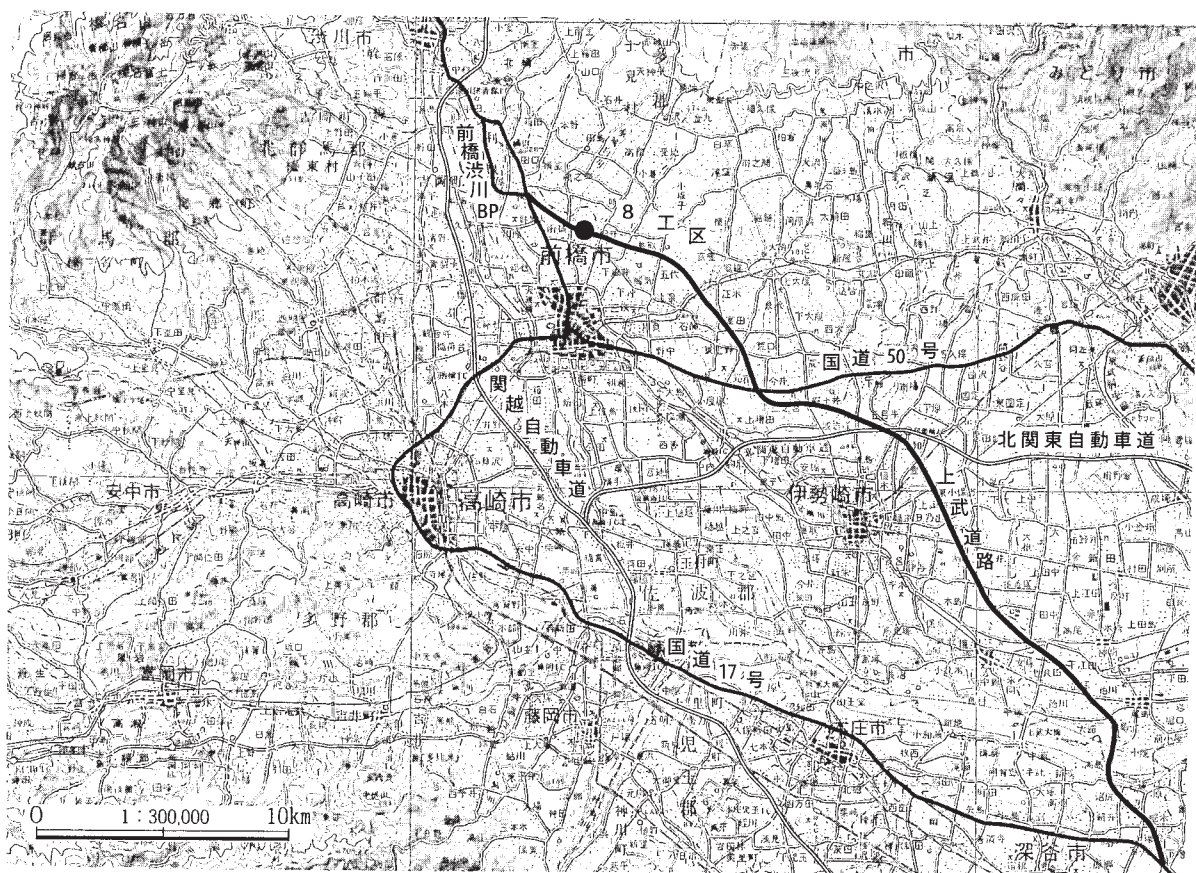
- ①旧石器時代：細石刃1点と細石刃核や荒谷型彫刻刀を含む細石刃石器群が出土した6箇所及ぶ旧石器ブロックが検出された。
- ②縄文時代：前期諸磯C式期の竪穴建物跡1棟と、中期加曾利E3式期を中心とする竪穴建物跡14棟と土坑跡246基、加曾利E3式期～加曾利B式期と考えられるの配石跡1基、溝状遺構9条等が検出され、多くの土器・石器類が出土した。
- ③弥生時代：中期の竪穴建物跡4棟及び土坑跡11基が検出された。土坑からは中期前半～中葉の時期の信州系の栗林式古段階の土器や、北陸の小松式土器の破片等の出土が特筆される。
- ④古墳時代：5世紀の竪穴建物跡1棟と7世紀後半の竪穴建物跡1棟及び道路跡1条と検出遺構数は少ない。
- ⑤奈良・平安時代：3区画すべてにおいて検出され、最も濃密に分布しているのは、南東側の55区である。「竈神」と記された墨書土器が出土した11号竪穴状遺構も、この55区において検出されている。集落の中心は、本遺跡の南東寄りに存在していたと見られる。8世紀後半～10世紀中頃の掘立柱建物跡3棟、竪穴建物跡31棟、報告書では「竪穴状遺構」と表現されている、主に粘土採掘坑跡が中心であるとみられる不整形の大きな掘り込みが18基、溝跡22条、道路跡2条、土坑跡253基、ピット跡73基等が検出されている。竪穴建物跡は8世紀後半3棟、9世紀代17棟、10世紀代9棟、詳細時期不明2棟である。集落の中心は9世紀代である。竪穴建物跡は南北方向に一定間隔を置いて比較的計画的に造られている。集落のピークである9世紀代には、中心部を東西に側溝を有する道路が貫いている。その後10世紀代になると竪穴建物跡は調査区の東側に集中して営まれるようになっていく。

出土遺物の中で特筆されるものは、26点の墨書土器と3点の刻書土器である(表2・図2・3)。

- ⑥中・近世：中世の遺構は、溝跡1条と土坑跡62基、近世の遺構は、溝跡4条と土坑跡9基である。

(3)周辺の奈良・平安時代遺跡の様相

報告書では、周辺の遺跡167箇所について言及されているが、その中で奈良時代の遺構が検出された遺跡が37箇所、平安時代の遺構が検出された遺跡が62箇所存在し



ている(図6)。なお、詳細は、報告書「第2章遺跡の概要 第2節周辺遺跡」(報告書11～21頁)を参照されたい。

主な集落遺跡としては、以下の各遺跡がある。

- ①旭久保遺跡：本遺跡の北西約1.4km。古墳時代後期～平安時代の掘立柱建物跡50棟、竪穴建物跡100棟(富士見村教育委員会1998、図6-48)。
- ②王久保遺跡：本遺跡の南東側に隣接。7世紀末～10世紀後半の竪穴建物跡25棟と鍛冶工房跡1基(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013a、図6-10)。
- ③上町遺跡：本遺跡の南東約400m。7世紀末～10世紀後半の竪穴建物跡21棟。(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013b、図6-11)
- ④時沢西紺屋谷戸遺跡：上町遺跡の北側に隣接。世紀末～10世紀後半の竪穴建物跡26棟(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013b、図6-12)。
- ⑤勝沢田之口遺跡：本遺跡の東南東約1.1km。奈良・平安時代竪穴建物跡40棟(前橋市埋蔵文化財発掘調査団2008、図6-124)。

また、本遺跡周辺では、天仁元(1108)年降下の浅間山火山灰As-B軽石降下以前の水田跡が何箇所かで検出されている。

2. 本遺跡出土墨書・刻書土器の概要

(1) 概要

報告書270～281頁の「第5章 まとめ」の中で、276～279頁に「第2節 墨書土器・刻書土器や線刻のある土器について」という1節が設けられ、使用された土器の種類、器種別の比率、文字が記された土器の部位、時期、墨書・刻書土器の消長、周辺遺跡における墨書・刻書土器の出土状況の各項ごとに整理がされている。ここでは、本遺跡において出土した墨書・刻書土器の動向について、発掘調査報告書に拠りながら簡単に見ておきたい。

報告書に記載されている通り、本遺跡からは26点の墨書土器と3点の刻書土器が出土している(表2・図2)。

出土した3点の刻書土器のうち、表2-4は11号竪穴建物跡から出土した格子状の記号を8世紀後半の土師器杯の底部外面に焼成後に刻書したものである。魔除けの記号としての「九字」が記されているものとみられる。祭祀・呪術的な機能を発揮することを期したという点においては、文字が記された墨書・刻書土器と全く共通すると言ってよい。

その他の刻書土器2点は、いずれも文字が記されたもので、表2-1は、6号竪穴建物跡出土で、8世紀後半の須恵器杯の底部内面に、土器焼成前に文字が記入されている。記されている文字について報告書では「『山』か記号」としているが、私見では「草」という文字の異体字とみるのが良いように思われる。また、表2-8は、40号竪穴建物跡からの出土で、9世紀後半の須恵器碗の底

部内面に「貞」の文字が、同じく土器焼成前に記入されている。

この3点以外の26点は、いずれも墨書土器である。

(2) 出土遺構

本遺跡出土墨書・刻書土器29点を出土した遺構の種類別にみると(表2・図3)、竪穴建物跡からの出土が12点(表2-1～12)、報告書で「竪穴状遺構」として報告されているが、規模・形状等を勘案すればその多くが粘土採掘坑跡と考えられる遺構から出土したものが15点あり(表2-13～28)、この両遺構からの出土がほとんどである。他に溝跡から出土したものが1点(表2-28)、ピットから出土したものが1点であった(表2-29)。

遺構自体の面積と深度が大きいこれらの両遺構から多くの遺物が出土することはある意味で当然であろう。ただ、竪穴建物跡から出土したものには、建物内における何らかの祭祀や信仰的・呪術的な儀礼等の際に使用されたであろうものが存在すると考えられるので、単に建物廃絶後の窪地に土器を含めた様々な廃棄物が投棄、あるいは自然に流れ込んだというような理由によるだけではないとみられる。ただ、墨書・刻書土器が出土した各竪穴建物跡からは概ね1～2点程度の出土であり、特定の竪穴建物跡から集中的に出土しているわけではない。

粘土採掘坑跡とみられる「竪穴状遺構」からの出土が多い点は、やはり大きな窪地に、祭祀・儀礼等終了後に廃棄された墨書・刻書土器が投棄されたか、あるいは流れ込んだという理由が最も考え易いところではあるが、粘土採掘坑跡とみられる遺構からの出土の多さからみれば、これらの粘土採掘坑の周囲で何らかの祭祀や儀礼等の行為が行われていた可能性が高いように思われなくもない。勿論、そうした祭祀・儀礼等の行為が粘土採掘に関わったものであるのかどうかは全く不明である。5号竪穴状遺構から5点の墨書土器が出土している点を別とすれば、6・7・8・11・19号竪穴状遺構からは各2点ずつ、3・4号竪穴状遺構からは1点の墨書土器が出土しており、竪穴建物跡からの出土傾向とは概ね類似していると言えよう。

(3) 器形と器種

これら墨書・刻書土器29点の器形は、すべて杯か碗の供膳具であり、それらのうち土師器は14点、須恵器は15点である。古代の墨書・刻書土器の器種として供膳具が大多数を占めていることは、鬼神や疫神・祟り神等を含んだ意味における神仏へ土器を依代として、あるいは土器に盛った供物等を供献するという機能から説明することが出来よう(高島2000・2006・2012)。また、墨書・刻書された土器の種類については、基本的に特別に高価なあるいは貴重なものが選ばれるということは無く、その場所で、最も普遍的に使用されていた種類の土器に文字が記入されていたようである(高島2000・2006・2012)。

須恵器が多用された地域では、当然、墨書・刻書土器にも須恵器が占める割合が高くなり、また、その逆のケースもある。これらの点から見ても、当遺跡出土の墨書・刻書土器の種類、器種ともに、一般的な墨書・刻書土器の動向に合致しており、あまり特徴的な点はない。

(4) 文字記入の部位・方向

刻書土器は、3点いずれも底部内面に文字が記入されている。墨書土器26点のうち、底部外面に記されたもの及び体部外面に横位で記されたもの、それぞれが10点ずつあり、そのほかに体部内外面に2箇所「恵」の文字が記されたものが1点(表2-5)、体部内面に正位で「草」の異体字が記されたものが1点存在している(表2-24)。

本遺跡出土の、体部に記された墨書土器では、体部外面に横位で文字が記されたものが圧倒的多数であるので、破片で、体部外面に墨書されたものしか判明し得ない3点(表2-10・15・17)も体部外面に横位で墨書されたものである可能性が高い。

一般的に、集落遺跡出土の墨書土器は、概して体部外面に文字が記されたものが多く、宮都・官衙・寺院等の遺跡から出土するものには概して底部外面に記されたものが多いというような大まかな傾向がある(高島2000・2006・2012)。本遺跡出土の墨書土器に、体部外面に文字が記されたものが多いということは、集落遺跡出土の墨書土器の大まかな全般的傾向と概ね合致していると言えるだろう。

(5) 記された土器の年代観

本遺跡出土の29点の墨書・刻書土器の内、記された土器そのものの年代が判明しているものは18点である。小稿では、墨書・刻書土器の年代については、報告書で示されている年代観に全面的に拠った。

それらのうち、最も古いものは8世紀後半のもので2点あり(表2-1・4)、いずれも刻書されたものである。次に9世紀前半のものが4点(表2-3・14・17・18)、9世紀後半のものが11点(表2-5・6・8・9・12・13・16・20・24・27・29)、この他に9世紀代のものではあるが、それ以上の判断が難しいものが1点ある(表2-28)。

本遺跡において、古代集落は、8世紀後半から10世紀中葉まで存続しているが、出土した墨書・刻書土器の年代については、土器そのものの年代観が明らかにできるものについてみれば、8世紀後半から9世紀後半の間にすべて収まっている。

全国的に、集落遺跡から出土する墨書土器は、9世紀代のものが圧倒的に多数であり、また、刻書土器は、概ね墨書土器よりも先行して出現するというような一般的な傾向があるが(高島2001・2006・2012)、本遺跡における墨書・刻書土器群の動向も、そうした全般的な傾向と

合致しているように見受けられる。

なお、墨書土器の表2-5と刻書土器の表2-8とは、遺構内出土遺物の全般的傾向や出土層位から導き出された遺構の年代と、土器そのものの年代観とが相違している。それ以外では、概ね、墨書・刻書土器が出土した遺構の年代と、墨書・刻書土器そのものの年代観とは一致している。

(6) 釈読可能な文字

本遺跡出土墨書・刻書土器29点のうち、報告書において文字の判読が可能なものとしているものは24点である。報告書では判読不能とした表2-17の5号竪穴状遺構出土の須恵器杯片に墨痕が遺るものを、私案では「足カ」と釈読出来ると考えて、小稿では釈読可能なものを25点と考えた。

これらのうち、報告書では2文字目を判読していないものの、私見では2文字目を「庄」と釈読可能であると考え、小稿では釈文を「五庄」とした9号竪穴建物跡出土の表2-3、同様に報告書では2文字目を不明としているが、私見では2文字目を「上カ」と釈読することが可能と考えて、小稿では釈文を「石上カ」とした51号竪穴建物跡出土の表2-12、それに、今回、小稿の主題として取り上げる、私見では「竈神」と釈読可能な11号竪穴状遺構出土の表2-25を加えた3点のみが2文字記されたものである。

私見として提示した釈文自体は、報告書に掲載されたものとは異なるものの、これら3点の墨書土器が、2文字記されたものであるという点については、報告書の記載と私見との間に齟齬はない。

それ以外は、すべて1文字のみの記載である。1文字のみ記載されたものは、文字の意味を如何様にも解釈可能であり、確定することは非常に難しく、もし、ある程度推測が可能な場合であったとしても、せいぜい、文字が意味するところについての可能性が指摘出来る程度である(平川2000、高島2000・2006・2012)。

確かに、一般的に、墨書・刻書土器に多く見られる文字は、いわゆる吉祥句的な文字であるとよく指摘されてきているが、良い意味を有する文字は、地名にも人名にも使用され易いのである(平川2000、高島2000・2006・2012)。

「恵」という文字が体部内外面2箇所に記された11号竪穴建物跡出土の表2-5は、本遺跡から出土した墨書・刻書土器の中では唯一、2箇所に文字が記された事例であるが、文字数として見れば、あくまでも1文字のみの記載である。1文字のみ記されたものが圧倒的に多いという点も、集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の全般的な傾向と合致している。

本遺跡出土の判読可能な墨書・刻書土器25点のうち、23点が1文字のみの記載であるが、「足」の1文字が記さ

れたものが、そのように判読できる可能性があるものを含めて17点を占めている。集落遺跡から出土する墨書土器は、同じ文字が記されている例が多く、その集落の中で最も有力な集団の標識的文字と考えられる(関1994、平川2000、高島2000)。ただし、この「足」の文字が意味するところ、すなわち地名や人名の一部であるのかなどということは全く不明である。

(7) 2文字が記されたもの

本遺跡出土の、数少ない、2文字が記載された墨書土器のうちの一つである表2-3に記された「五庄」の文字の意味についても、現段階では全く不明である。北陸地方に所在する初期庄園の遺跡からは、「庄」「某庄」と記された墨書土器が多量に出土している(出越1991、石川県埋蔵文化財保存協会1997・1998)。本例も、2文字目の「庄」の文字の存在から、荘園に関わる文字である可能性も存在する。ただし、上野国勢多郡内に「五庄」という名称・略称の荘園に関する記録はない。

『富士見村誌』続編(群馬県勢多郡富士見村1979)では、拝志荘関係史料が分布する旧細ヶ沢川以西の赤城火山南西麓から西麓にかけての広大な地域を拝志荘と推定している。本遺跡の周辺では、近世の史料ではあるが、1770(明和7)年の日輪寺棟札に「上野国勢多郡林正日輪寺村」とあり、前橋市日輪寺町に林=拝志の地名が遺っていたことが判明する。また、上野国内に設置された古代の9箇所の御牧の一つである拝志牧も同時に所在していた可能性が高い。この、私案では「五庄」と釈読可能なように思われる墨書土器が拝志荘と関係するかどうかについては、現在のところでは不明と言わざるを得ないが、この墨書土器の文字を解釈する上で、参考とすべき事項であろう。

51号竪穴建物跡から出土した表2-12も、同様に報告書では2文字目を不明としているが、私案では2文字目を「上カ」とみて、石上氏あるいは石上部氏の氏族名かとも推測することが可能なように思われる

(8) 周辺遺跡における墨書・刻書土器の動向

本章の最後に、上細井新田上遺跡周辺における墨書・刻書土器出土の状況を簡単に整理しておくことにしたい。

①王久保遺跡：竜ノ口川を挟んで東側に隣接する遺跡。

2点の墨書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013a、図6-10)。1区1号竪穴建物跡出土8世紀後半土師器杯体部内面に横位で墨書され報告書で「朋」と釈読してものは、私案では「明」の異体字と考えられる。もう一点、2区1号竪穴建物跡出土9世紀後半須恵器碗の体部外面に正位で「石」の1文字墨書されたものは、本遺跡出土の表2-12の「石上カ」と通じ、注目できる。本遺跡に隣接する遺跡であるにも拘わらず、墨書・刻書土器の出土数は非常に少ない。

②上町・時沢西紺屋谷戸遺跡：王久保遺跡の東側に隣接する上町・時沢西紺屋谷戸遺跡からは計8点の墨書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013b、図6-12)。5号竪穴建物跡から9世紀後半須恵器碗底部内面に「田」の1文字が墨書されたものが、1号竪穴状遺構からは、8世紀末頃の土師器杯の体部外面に横位で「十」の文字が1文字墨書されたものが出土している。報告書では判読不能とする2a号竪穴状遺構出土8世紀末頃土師器杯底部内面の墨書は、私案では「凡」と釈読可能であると思われる。また、12号溝跡出土9世紀前葉頃土師器杯底部内面墨書「田」は、私案では、則天文字の「人」と釈読すべきであると思われる。則天文字の「人」が記された墨書土器は、石川県金沢市三小牛ハバ遺跡から出土したのを皮切りに(金沢市教育委員会1994、石川県埋蔵文化財保存協会1997)、東北地方から南九州地方まで幅広く出土が報じられているが(平川2000、田熊2006、高島2012)、本例と全く同様の字形のものが、伊勢崎市赤堀町の堀下八幡遺跡から出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団1990)。

③天王・東紺屋谷戸遺跡：上町・西紺屋谷戸遺跡のさらに東側に隣接する。8世紀末葉～9世紀前半を中心とした計56点の墨書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013c、図6-13・14)。天王B区1号井戸やB・C遺構外から、「中」の異体字が墨書されたものが12点、「千」と墨書されたものが8点、「川」と墨書されたものが5点、「西」と墨書されたものが1点出土している外は、報告書では判読不能としているが、天王C区1号溝跡及び天王C区遺構外出土資料の中に私案では則天文字の「人」と釈読可能と思われる墨書土器が2点あり、西側に隣接する上町・西紺屋谷戸遺跡出土墨書土器とも関連して注目できる。

④上細井中島遺跡：観音川を挟んで本遺跡の西側に隣接し、計2点の墨書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013d、図6-2)。3号竪穴建物跡貯蔵穴内から、体部外面に正位で「本」の文字が墨書された9世紀後半頃の須恵器碗が1点、6号竪穴建物跡床面直上からは底部内面に判読できない文字が墨書された9世紀後半頃の須恵器碗が1点、それぞれ出土した。

⑤上細井蟬山遺跡：前記上細井中島遺跡の西側に隣接する上細井蟬山遺跡からは、9世紀中葉～後半の墨書土器が計9点出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013e、図6-3)。報告書で釈文が示されているのは、1号道跡北側溝跡埋土から出土した9世紀後半の須恵器碗の体部内外面2か所に正位で、四角で囲った中に「石」の文字が記されたもののみである。私案では、1号竪穴建物跡出土の2点の墨書土器の内の1点である9世紀後半代の須恵器碗の体部外面に正位で墨



図6 周辺の遺跡(国土地理院 1/25,000地形図「前橋」平成9年発行「渋川」平成14年10月発行を使用)

書された文字は「山」と、9号竪穴建物跡出土の9世紀後半代の須恵器碗の体部外面に正位で墨書された文字は「厨」と、11号竪穴建物跡出土の9世紀中葉頃の須恵器碗の底部外面に墨書された文字は「田」と、それぞれ釈読して良いように思われる。1号道路跡北側溝跡出土の、須恵器碗体部外面に四角で囲った中に「石」の文字が1文字記された墨書土器は、本遺跡51号竪穴建物跡出土の「石上カ」と記された墨書土器(表2-12)と通じる内容であり、注目できる。

このように、周辺の遺跡からも墨書土器の出土が報じられているが、本遺跡を含めて、概して、出土量は多くはなく、特定の遺構からまとまって出土しているというような状況もなく、散在している。

内容的にみても、記された文字の意味が明確なものや、あるいは、文字が記されたことの意味が判明するもの、また、出土した遺跡や遺構の性格を類推できるようなものはほとんどないものの、本遺跡では出土していない則天文字が記された墨書土器が、周辺の遺跡からは何点か出土していることや、上細井蟬山遺跡9号竪穴建物跡出土の9世紀後半代の須恵器碗の体部外面に正位で「厨」と墨書されたものなどは注目できる資料である。

ただ、周辺の遺跡から出土した墨書土器には、本遺跡出土の墨書・刻書土器と共通、あるいは関連するような内容のものは殆どないことから考えると、それぞれの場所における人間集団の広がりや、然程に広範囲には及んではいなかったとみることが出来よう。

3.「竈神」墨書土器の歴史的意義

(1)「竈神」墨書土器の出土状況

私案で「竈神」と釈読できる墨書土器は、11号竪穴状遺構から出土した(図7)。

本遺跡からは、1・3～19号の18基の竪穴状遺構が検出されている。いずれも北側66区・南側56区に亘る最も南東側の調査区のほぼ中央部付近からまとまって検出されている。なお、この調査区の大半は56区に当たる。

本遺跡では、竪穴建物跡をはじめとする奈良・平安時代の遺構・遺物は、この調査区から集中的に検出・出土している。本遺跡で検出された31棟の竪穴建物跡のうち、30棟がこの調査区において検出されている。

報告書195～206頁の「第3章：調査の内容 第6部：奈良・平安時代 3.竪穴状遺構」では、「竪穴住居とするには、炉・カマド・柱穴といった施設がなく人の居住の痕跡が乏しい。また、土坑とするには規模が大きいもの」にそのような遺構名を付したとしている。なお、報告書では、それらの機能について、推論を含め、編者の見解は全く示されていない。

これらの竪穴状遺構の規模・構造や形状等からみれば、それらの多くは粘土採掘坑であろうと私には思われる。

「竈神」墨書土器が出土した11号竪穴状遺構についても、粘土採掘坑とみて良いだろう。

これら竪穴状遺構相互は、部分的に重複しているものが多く、それらの検出場所は、調査対象範囲内でもかなり限定されている。こうした検出状況からは、地中に良質な粘土層が存在するエリアを狙って、次々と粘土採掘坑を設定しては採掘を続けていた状況が伺え、これら「竪穴状遺構」として報告されている遺構が、粘土採掘坑であることを裏付けているように思われる。

また、竪穴状遺構の周辺からは竪穴建物跡も検出されているが、竪穴建物群と重複している竪穴状遺構は調査対象範囲では皆無であり、竪穴建物群が造営されなかった場所を選んで掘り込まれていたものと考えられる。遺構の年代分布も、竪穴建物跡と竪穴状遺構の継続時期はほぼ一致しており、同時に併存していた可能性が高い。

本遺跡から検出された竪穴状遺構18基の個々の形状・大きさはそれぞれまちまちであり、大きなものでは長径5～7m前後・短径2m前後・確認面唐の深さ1m前後のものがあり、小規模なものでは長径2m以下・短径1m以下・深さ数十cm程度のものがある。形状は不整偶丸長形状のものや不整の楕円形状もの、さらには全くの不整形のものもあるなど、まちまちである。

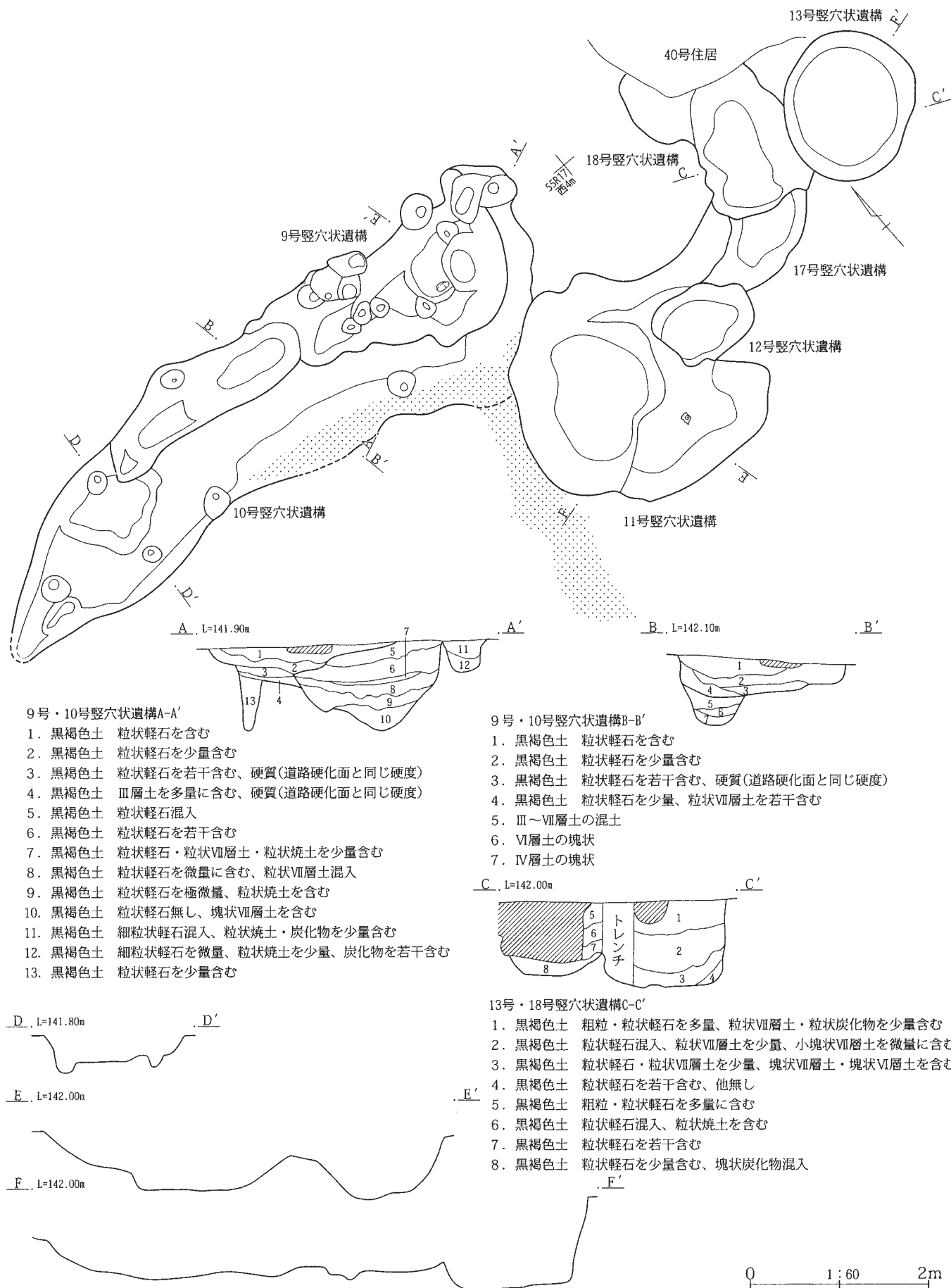
これら竪穴状遺構からは、表2-13～27の15点の墨書土器が出土している。本遺跡から出土した墨書・刻書土器の半数強が竪穴状遺構から出土していることになる。

中でも、5号竪穴状遺構の埋土中からは、表2-14～18の5点の墨書土器が出土しており、小片のため全く判読不能な表2-15を除いて、すべてが「足」と記されたものである。本遺跡では、1つの遺構から出土した墨書土器の数としては最多であり、また、そのほとんどすべてが同一の文字であるという点からも興味深い出土状況である。

この5号竪穴状遺構以外の竪穴状遺構からは、とくにまとまって墨書・刻書土器が出土しているような状況はなく、概ね各遺構から2点程度の出土である。とは言うものの、検出総数31棟にのぼる竪穴建物跡から墨書・刻書土器が出土した比率から見ると、竪穴状遺構からの墨書土器の出土率はかなり高い。

「竈神」墨書土器が出土したのは、11号竪穴状遺構で、埋土中からということである。この遺構は、竪穴状遺構が集中して検出された、調査区のほぼ中央から検出された。10・12・17・18号竪穴状遺構と重複しており、報告書に拠れば18号竪穴状遺構よりは古く、10・12・17号竪穴状遺構よりは新しいということである。

「竈神」墨書土器が出土した11号竪穴状遺構の主軸方位はN-15°-W、規模は長径2.74m・短径1.98m・面積5.406㎡・確認面からの深さ0.63mである。なお、報告



書には埋土についての記述はない。

埋土中からは小片を含めて土師器が350点、須恵器が112点、灰釉陶器5点、黒色土器1点が出土し、そのうちの土師器杯底部片1点、土師器杯口縁部片1点、須恵器杯1点、須恵器杯口縁部～体部片1点、須恵器皿口縁部片1点、須恵器高台付皿体部～底部片1点、須恵器椀底部片1点、黒色土器杯口縁部片1点の計8点が図化、掲載されている。これら出土土器の年代観から、報告書ではこの遺構の年代を9世紀中頃～後半としている。

この遺構から出土した墨書土器は、小稿で検討の対象とした「竈神」墨書土器と、黒色土器杯の体部外面に横位で「足」と墨書された小片の2点である。

(2) 11号竪穴状遺構出土「竈神」墨書土器

この遺構の埋土中から出土した外面に「竈神」と墨書されている土師器杯底部片は、橙色を呈し、径9.3～10.2cm、厚さは最大で0.5～0.6cm程度で、外面は手持ち篋削り・内面は撫で整形が施されている。胎土には粗砂粒を含んでおり、焼成は良好である。

現状では墨痕はかなり薄れており、とくに1文字目は判読が非常に困難である。残存している墨痕を追うことも難しい部分があり、報告書において1文字目を判読不能とした点も十分理解できる。2文字目の墨痕も不鮮明であるが、そのままの状態でも肉眼で観察しても「神」と判読することは可能である。

(3) 「竈神」・「竈」と記された墨書土器の類例について

わが国における竈神信仰の起源・経緯やその展開と特質については、すでに荒井秀規氏の論考において簡潔かつ的確に整理・検証されているので(荒井2006)、重複を避け、小稿では改めて整理することは控える。

本例のような「竈神」と記された墨書土器の出土例は、管見の限り本例を含めて他に、栃木県上三川町多功南原遺跡竪穴建物跡SI739出土須恵器杯底部外面に記されたもの(表1-4)と千葉県芝山町庄作遺跡58号竪穴建物跡出土土師器杯底部外面に記されたもの(表1-5)、富山県富山市水橋荒町遺跡区画溝跡出土須恵器蓋体部外面に記されたもの(表1-7)など、全国で僅か4例しかなく、また、「竈」の1文字が記された墨書土器も全国で、群馬県沼田市大釜遺跡3号竪穴建物跡出土須恵器椀他底部外面及び須恵器蓋体部外面に「竈」と1文字記された2点(表1-1・2)と千葉県東金市久我台遺跡竪穴建物跡SI40から出土した土師器杯体部外面に正位で「竈」の1文字が記されたもの(表1-6)の3例しかない(出典は表1にあげた各文献による。図1参照)。

いずれも墨書土器で、刻書土器はない。また北陸道駅路水橋駅家の一部とみられる官衙遺跡である富山県富山市水橋荒町遺跡出土の1点以外は、いずれも関東地方の集落遺跡からの出土に限られている。

それらの資料の年代幅は、最も古いもので、富山県富

山市水橋荒町遺跡出土のもの(表1-7)で8世紀前半、最も新しい時期のものは、千葉県東金市久我台遺跡出土のもの(表1-6)で10世紀前半の年代観が与えられている。

「竈神」・「竈」と墨書された土器は、僅かに7例に過ぎないので、この段階で言い切ってしまうには、類例が少なすぎるきらいがあるが、一般的に、集落遺跡出土の墨書土器が最も多い時期のものは9世紀代のものであり、8世紀代に遡るものは決して多くはないことから見れば(高島2006)、「竈神」・「竈」と記された土器は、8世紀のものが7点中5点を占めており、現状では、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の一般的な傾向よりは、かなり古い時期のものが多くという特色があるように見受けられる。

文字が記入されている土器の部位を見ると、「竈神」と記されたものは本例を含め表1-3～5の3例が底部外面に、表1-7の1例が蓋の体部外面に記されている。一方、「竈」の1文字が記された資料3例の記載部位はまちまちである。

当該期には宮中をはじめ貴族層の邸宅において竈神祭祀が広く行われていたことは様々な史料から明らかであり、東国集落遺跡における竪穴建物跡の検出状況からみても、当該期の東国の民衆層の間でも、竈に関わる祭祀が広く行われていたことは明白である。このように古代社会において竈神祭祀が広範に展開にしていたであろうにも拘わらず、「竈神」・「竈」と記され、竈神祭祀の存在を明確に語るような墨書・刻書土器の出土例はあまりにも僅少に過ぎよう。

よく知られているように、奈良・平安時代には東日本では依然として竪穴建物が造られ続けているが、西日本では一般的な集落においても竪穴建物は造られなくなり、すべてが掘立柱建物となる。そのことによって、当然、竪穴建物のような造り付けの竈から所謂置き竈が使用されるようになる。しかしながら炊事・暖房器具としての竈自体は当然のごとく使用され続けているわけで、西日本の集落における竈神祭祀が、造り付けの竈を有する竪穴建物の廃絶に伴って無くなるということは全く在り得ない。実際に、西日本各地からも当該期の竈形代の出土例は多く、竈の祭祀は行われていた。

また、当該期の東国集落遺跡において膨大な量の竪穴建物跡が検出され、その数だけ竈の遺構が検出され、それら個々について竈に関わる祭祀の存在が想定出来るにも関わらず、「竈神」・「竈」と記された墨書・刻書土器のあまりの僅少さは、史料・考古資料双方から伺うことが出来る当該期における普遍的ともいえる竈祭祀の存在からすれば、一見、極めて奇異な現象であるようにも見受けられる。

この点は、すでに荒井秀規氏が指摘しておられるよう

に、「墨書土器がカマド祭祀の要件であることを示している(原文のママ)とは言えない」ということで説明することが可能である(荒井2006)。荒井氏が説かれる通り、宮中における竈神が「釜」・「鍋」・「銚」を神坐としていたことを敷衍すれば⁽⁶⁾、「竈神」墨書土器も神坐として使用されたものと考えことは容易である。そして、それらは、必ずしも「竈神」と記される必要はなく、さらに言えば文字を伴う墨書・刻書土器である必然性すら無いということになる。実際、竈の祭祀に関連したであろうことが明確に判明するような出土状況にある土器類の大多数が非墨書・刻書土器であることから、竈の祭祀に関わる土器への文字の記入が必要不可欠なことではなかったことが判明する。

また、宮中における竈神の神坐とされた鍋・釜の類に、「竈神」という語や「奥津日子命」・「奥津比売命」あるいは「平野神」等と言うような文言が記されていたことを示すような史料は勿論皆無であり、そのような文言の記載がされていたとも全く考え難い。何らの文字自体が記されることは無かったと見られる。

これまでに全国各地から出土した約100万点にも及ぶとされる古代の墨書・刻書土器の中に、例えば「竈神」と記されたもの以外には、「歳神」・「国玉神」と記されたものはあるものの、他には具体的な神名が記されたものは極めて僅少な類例しか存在していない。

先述してきた通り、「竈神」と記された墨書土器の類例は、全国的にもまだ7点に過ぎないわけである。また、「歳神」や「国玉神」と記された墨書土器の類例にしても、「竈神」と記された墨書土器が出土している千葉県芝山町の庄作遺跡から「歳神」の文字が記されたものが1点、「国玉神」の文字が記されたものが2点、「国神」の文字が記されたものが1点出土し、千葉県印西市鳴神遺跡から「国玉神」・「大国玉神」と記されたものが各1点ずつ(千葉県文化財センター 2000)、千葉県横芝光町夏台遺跡から「大国玉神」と記されたものが1点と、千葉県の旧下総国印旛郡周辺地域から僅かに数点が出土しているに過ぎない(東総文化財センター 2000、平川2000)。さらに、「佛」・「仏」と記されたものの類例こそ相応に存在しているものの(平川2000、荒木2003、笹生2005bc・2012b)、仏菩薩はじめ明王・天部に至るまで具体的仏尊名が記された古代の墨書・刻書土器の出土例に至っては、千葉県香取市織幡妙見堂遺跡出土の「釈迦」と墨書された11世紀代の須恵器碗の類例があるものの、それ以外は、管見の限り、ほぼ皆無に近いような状況である(小見川町埋蔵文化財調査会1989、香取郡市文化財センター 1994、笹生2005abcd・2012abc)。

神仏の尊名が具体的に記されたものが、ごくごく僅少な事例しかなかったからと言っても、古代の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の殆どは神仏に捧げられた土

器と言い切っても良いような状況であることを考え併せれば、それら「竈神」記載土器が、竈神祭祀に使用されたことには違いないとも、そうした土器に、必ずしも「竈神」の語が記入される必然性はなかったとする荒井秀規氏の所説は、妥当な見解であり、従うべきであろう。そして、そのことが、宮中から地方村落社会に至るまで、古代社会においてに極めて広範囲に執り行われてきた竈神祭祀の普遍性に比して、「竈神」と記された墨書・刻書土器の出土例の僅少さに繋がっているのだと考えることが出来るよう。

「竈神」・「竈」と記された墨書・刻書土器―厳密に言えば、現段階では墨書土器の出土例しかないわけであるが―の方が、むしろ、竈の祭祀に使用された土器としては、例外的存在であったと見る方が良いのであろう。その僅少さの理由の一つとして、竈神祭祀に使用される祭具としては、非墨書・刻書土器、竈形代、支脚など、墨書・刻書土器以外の祭具が重要な位置を占めていたからだと考えることも可能である。

ただ、周知の通り、竈神祭祀に関わる史料の数は多いものの、村落における竈神祭祀の実態を示すような史料は殆ど無く、ましてや竈神祭祀における墨書・刻書土器の使用を明確に示しているような史料は皆無である。そもそも、墨書・刻書土器の使用状況を示すような史料も皆無に近いというのが実態なのである⁽⁷⁾。

では、竈神祭祀に使用する土器に、必ずしも「竈神」の語が記入される必要がなかったとすれば、何故、本遺跡出土の資料をはじめ、現時点において全国で7点が確認できる「竈神」と記載された墨書土器が存在しているのか、何故に、それらには「竈神」と「敢えて」記載される必要があったのか、その理由については、現在のところ、私には全く不明であると言わざるを得ない。

確かに、千葉県芝山町庄作遺跡からは、同じ遺構からの出土ではないものの、「竈神」以外に「国玉神」・「国神」・「歳神」・「佛」などと記された墨書土器が出土しており、村落内において「竈神」に関わる祭祀のみが行われていた訳ではなかったことが明らかである。この点は、庄作遺跡からは偶々神名が記された墨書土器が出土しているから明確に判明するが、そのような墨書・刻書土器が出土していない圧倒的大多数の遺跡であっても、村落の中においては竈神以外の神仏に対する祭祀・供養が日常的に執り行われていたはずである。

「竈神」と記載された墨書・刻書土器(現段階では墨書土器のみの事例しか無いが)が存在するのは、「竈神」以外の「神仏」に対する祭祀・供養用土器と、その目的を明確に区別するために、敢えて「竈神」と記入する必要があったからだと考えることは、勿論、容易である。しかしながら、それ以外の、圧倒的多数を占める1文字のみ記載された墨書・刻書土器も、現段階においては、それ

らの殆どが祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたものと考えられ、また、竪穴建物跡の竈内及び竈周囲からは、明らかに竈の祭祀に関わったと考えられるような非墨書・刻書土器の出土例の方が多いという事実が存在している以上、仮に、他との区別・特化の必要性から、「竈神」と明示される必要が存在したのだとしても、その僅少さの理由について、未だに説明することが出来ないのである。

この点は、出土した奈良・平安時代土器全体量の中における墨書・刻書土器が占める割合の僅少さの理由の根本的解明に通じる課題であるが、その点について、まだ、私には確たる成案がない。今後の出土資料の増加を俟って、さらに検討を加え、解決していきたいと考える。

先述したように、私は、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の殆どが、村落・戸・家内等における祭祀・儀礼等の行為において使用されたものであり、その多くが祟り神や疫神・鬼神などを含んだ意味においての神仏の依代として奉獻されたものであると考えている(高島2000・2006・2012)。この点からみても、竈神の神坐として墨書・刻書土器をはじめとする土器が使用されたとする所説は正鵠を射たものとして、充分支持することができるのである。

よく知られているように、竈に関わる祭祀は、古墳時代以来行われてきた竪穴建物の構築及び廃棄の祭祀と一体化した竈構築・廃棄の祭祀＝「竈祭祀」と、律令制による「家」概念の成立後に展開された、日常的な「竈神祭祀」とに分別すること出来るとする寺沢知子氏の考えがある(寺沢1992)。後者の、日常的な竈神祭祀は、宅神・家神としての竈神祭祀である。この寺沢氏の所説は、竪穴建物の竈に関わる祭祀を考える上で、極めて重要な、傾聴すべき見解と考える。寺沢氏の考えに従うならば、「竈神」と記された土器が、竈の構築・廃棄に際しての祭祀に使用されたものなのか、日常的な竈神祭祀に際して使用されたものであるのかを判断する材料は、その出土状況の検討にしか無いように思うが、現段階において僅か7例にしか過ぎない「竈神」・「竈」墨書土器の類例からは、正直なところ、その点については全く明確にし難いというのが現状なのである。この点についても、今後の類例の増加を俟って、解明していかなければならない課題である。

おわりに

申すまでもなく、集落遺跡の発掘調査によって検出された竈神祭祀の実例を解明するに当たって、史料に見える宮中及び貴族邸宅における竈神祭祀の記事や、膨大な蓄積を有する民俗学・民族学における竈神研究の成果等を安易に援用することに関しては極めて禁欲的であらねばならない。実際、そうした点について、厳に戒める

提言も少なくないところである。しかしながら、地方村落社会における竈神祭祀の実態について、明記された史料等が新たに発見されるような僥倖が望むべくも無い以上、史料や民俗・民族事例を、それぞれの史・資料の特性を踏まえ、厳密な史料批判を経た上で利用することは、解明の有効な手段であり、必要不可欠な研究姿勢であると私は考える。

小稿で行論してきたように、前橋市上細井町の新田上遺跡の11号竪穴状遺構から出土した2点の墨書土器の内1点は「竈神」と釈読することが可能であると考えられる。この資料は、そのように釈読されることによって、古代村落における竈神祭祀の存在を示す具体的な資料として注目できるばかりでなく、全国的にも、まだ数少ない「竈神」と記載された墨書土器の新たな類例を1つ加えることになるという意味においても重要な意義を有する資料であると位置付けることが出来る。

先述してきたように、多くの先学による、文献史学・考古学双方からの諸研究で明らかにされているように、古代社会においては、宮中から地方村落に至るまで極めて広範囲かつ普遍的に竈神の祭祀が日常的に行われていたことが明らかになっている。それにも拘わらず、「竈神」・「竈」と直接記された墨書土器の出土例は極めて少ない。その理由については、今回の検討では、残念ながら明確には解明することが出来なかったが、従来から言われてきた、集落遺跡出土墨書・刻書土器の祭祀・儀礼の場における用途説をさらに補強することが出来たと考える。

遺された課題は決して少なくないが、今回、論じきれなかった点については後考を期することとして、今はひとまず擱筆することにしたい。

なお、小稿を纏めるに当たっては荒井秀規氏より様々にご指導・ご教示を賜った。記して深甚なる謝意を捧げる。

小稿は、平成28年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究指定研究「奈良・平安時代集落遺跡から出土した文字資料から見る竈神祭祀について」による成果の一部である。

注

- (1)発掘調査を担当されたのは木津博明・笹澤泰史両氏、整理担当は長澤典子氏。
- (2)報告書編集時における墨書・刻書土器の釈読に関与されたのは高井佳弘氏。
- (3)千葉県酒々井町飯積原山遺跡(千葉県教育振興財団文化財センター編『酒々井町飯積原山遺跡1 旧石器時代奈良時代一中・近世編』)及び、埼玉県深谷市幡羅遺跡出土(『幡羅遺跡Ⅳ―実務官衙域の調査(3)』)。
- (4)私は、わが国では、基本的には、古来より、神々はそのものの姿を現すことは無く、実在する人間や動物の姿に仮託して現れたり、巨木・巨石・器物などを依代として降りてくるものあって、人面墨書

土器に描かれた人面は、神そのものの姿を直接表現したものではないと考えている(高島2000・2006)。しかしながら、竈神は韓半島から伝来した渡来神であり、わが国古来の神観念とは相違する原理があっても別におかしはなく、ストレートに人間の姿で表現されても良いと考える。

桐原健氏が早く指摘されたように(桐原1977)、古代においては、竈支脚に竈神が憑依すると考えられていたので、支脚に竈神そのものが表現される場合が存在したとしても、まったくおかしくはないであろう。

なお、内田律雄氏は、民族学の調査事例として、パプアニューギニアにおいて使用されていた人面付きの土製支脚の例を紹介し、関東地方から出土した2例の古代の人面付き土製竈支脚との共通点について指摘しておられる(内田2005)。

(5)史料に見える宮中に祀られた竈神として、内膳司の庭火・忌火・平野の3柱の竈神、大炊寮の大八嶋竈神が知られる。なお、周知の通り、民俗学・民族学における竈及び竈神祭祀については膨大な研究の蓄積がある。

(6)『日本紀略』天徳4年(960)11月19日条に

今夜、坐二内膳司一忌火庭火等御神、奉レ遷二冷泉院内膳一。仍權大納言師尹卿已下奉レ遷レ之。平野謂釜二口也。庭火謂竈一口也。各二有臺・長櫃等一、衛士持レ之、奉レ移二院乾方新屋一。庭火、平野別屋也。安置之後、宮主申二祝詞一。今夜、坐内膳司。

とあり、平野竈神の神坐が「釜」、庭火竈神の神坐が「鍋」であることが明確に記されている。

『増鏡』巻5「煙のすゑすゑ」の宝治2年(1248)10月22日閑殿内膳屋火事の事に、平野、忌火、庭火の三柱の竈神の坐を「釜」としている。なお、この記述は、『日本紀略』永観元年(983)10月1日条の記事に対応している。

大炊寮に祀られた大八嶋竈神についても、『日本書紀』天智天皇10年(671)条にみえるように、神坐が「鼎」であった。以上、荒井2005文献による。

(7)墨書・刻書土器を論じる際に良く引用される『伊勢物語』第69段「狩りのつかひ」

昔、男ありけり。その男、伊勢の国に狩りの使ひに行きけるに(中略)、夜やうやう明けなむとするほどに、女方より出だす杯の皿に、歌を書きて出だしたり。取りて見れば、その杯の皿に続統の炭して、歌の末を書きつく。(後略)

と、『宇治拾遺物語』巻4の11話「御堂関白の御犬清明等奇特の事」のこれも今はむかし、御堂関白殿、(中略)掘せてみ給に、土五尺斗掘たりければ、案のごとく物ありけり。土器を二うちあはせて、黄なる紙捻にて、十文字にからげたり。開てみれば、中に物もなし。朱砂にて、一文字を、かわらけの底にかきたる斗也(後略)。

僅か2例しか、古代の文献の上で墨書・刻書土器の存在が確認出来るような例を寡聞にして知らない。

引用・参考文献

阿久津久1994「カマドにみる祭祀の一形態」『日立史苑』7、日立市史編さん委員会、pp24～33
荒井健治1991「武蔵国府にみる古代の住環境」『東京考古』9、東京考古談話会、pp75～99
荒井健治1999「かまどのある風景」『瓦衣千年』、森郁夫先生還暦記念論文集刊行会、pp61～66
荒井健治2002「古代東国の暮らしー竪穴建物の居住空間ー」『田辺昭三先生古稀記念論文集』、田辺昭三先生古稀記念の会、pp371～384
荒井秀規2003「鬼の墨書土器」『帝京大学山梨文化財研究所報』47、帝京大学山梨文化財研究所、pp5～8
荒井秀規2005「神に捧げられた土器」『文字と古代日本4ー神仏と文字ー』平川南・沖森卓也・柴原永遠男・山中章編)、吉川弘文館、pp10～2
荒井秀規2006「竈神と墨書土器」『古代の信仰と社会』(国士舘大学考古学会)、六一書房pp217～248
荒井秀規2015「文献史学からみた竪穴建物」『季刊考古学131 特集：古

代『竪穴建物』研究の可能性』、雄山閣、pp83～86

荒木志伸2003「寺の外から出土する『寺』墨書土器」『帝京大学山梨文化財研究所報』47、帝京大学山梨文化財研究所、pp15～18

石川県埋蔵文化財保存協会編1997『石川県出土文字資料集成』

石野博信1990『日本原始・古代住居の研究』、吉川弘文館

石野博信1995『古代住居のはなし』、吉川弘文館

五十嵐祐介「東北地方のカマド」『季刊考古学131 特集：古代『竪穴建物』研究の可能性』、雄山閣、pp51～53

糸川道行2009「奈良・平安時代における竪穴建物廃棄の祭祀ー千葉県四街道市小屋ノ内遺跡出土土器群を中心としてー」『研究連絡誌』70、千葉県教育振興財団、pp43～58

稲田孝司1978「忌の竈と王権」『考古学研究』25ー1(考古学研究会)pp52～69

井上尚明2012『総合研究大学院大学平成24年度博士論文：古代社会と宗教ー古代東国社会の成立と展開』http://aci.soken.ac.jp/AA001/hthesis/B217/B217.html、pp171～182

今泉潔1989「竪穴住居の解体と引越し」『史館』21、史館同人、pp34～47

今泉潔1996「住居の解体」『すまいの考古学ー住居の廃絶をめぐるー』、山梨県考古学協会、pp44～53

内田律雄2005「竈神と竈の祭祀」『季刊考古学87 特集：古代の祭祀』、雄山閣、pp73～77

大上周三ほか1997～1999「神奈川県におけるカマド構造の基礎的研究」(1)～(3)『研究紀要かながわの考古学』2～4、かながわ考古学財団

小見川町埋蔵文化財調査会1989『千葉県香取郡小見川町織幡地区遺跡群発掘調査報告書』

香取郡市文化財センター1994『織幡妙見堂遺跡Ⅱ』

金沢市教育委員会1994『三小牛ノハ遺跡』

狩野敏次2004『ものと人間の文化史117、かまど』、法政大学出版局

神谷佳明1988「東国出土の竈形土器の検討」『群馬の考古学』、群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp411～426

神谷佳明2015「竈形土製品再考」『研究紀要』34、群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp101～140

桐生直彦2002「竈をもつ竪穴建物跡にみられる棚状施設の研究」(私家版)

桐生直彦2005「竈をもつ竪穴建物の研究」、六一書房

桐生直彦編2007『月刊考古学ジャーナル559 特集：カマドをもつ竪穴建物』、ニューサイエンス社

桐生直彦編2015『季刊考古学131 特集：古代『竪穴建物』研究の可能性』、雄山閣

桐原健1977「古代東国における電信仰の一側面」『國學院雑誌』78ー9、國學院大学、PP26～42

桐原健1979「神饌を盛る土器・家神を祀る土器」『信濃』31ー1、信濃史学会、pp73～87

群馬県埋蔵文化財調査事業団1990『堀下八幡遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団1994『二之宮洗橋遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団2013a『王久保遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団2013b『上町・時沢西紺屋谷戸遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団2013c『天王・東紺屋谷戸遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団2013d『上細井中島遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団2013e『上細井蟬山遺跡』

小林清隆1989「カマド内出土遺物の意味について」『研究連絡誌』24、千葉県文化財センター、pp16～21

佐伯英樹「礫と瓦を使用したカマド」『季刊考古学131 特集：古代『竪穴建物』研究の可能性』、雄山閣、pp42～44

笹森健一1990「竪穴住居の使い方」『古墳時代の研究2 集落と豪族居館』(石野博信・岩崎卓也・河上邦彦・白石太一郎編)、雄山閣、pp47～68

笹生衛2005a『神仏と村景観の考古学ー地域環境の変化と信仰の視点からー』、弘文堂、pp50～80、(初出2004)

笹生衛2005b前掲書pp81～95、(初出2003)

笹生衛2005c前掲書pp120～158、(初出1994)

笹生衛2005 d 前掲書pp159～204、(初出2002)

笹生衛2012 a『日本古代の祭祀考古学』、吉川弘文館、pp240～271、(初出2005)

笹生衛2012 b 前掲書pp292～304、(初出2005)

笹生衛2012 c 前掲書pp324～352、(初出2010)

末木健1996「竪穴住居の埋没と出土遺物から」『すまいの考古学—住居の廃絶をめぐる—』、山梨県考古学協会、pp29～35

関和彦1994『日本古代社会生活史の研究』、校倉書房

関和彦1998『古代農民忍羽を訪ねて—奈良時代東国人の暮らしと社会—』、中公新書1449、中央公論新社

関和彦2000「古代びとの建物仕様—竪穴「住居」論批判—」『帝京大学山梨文化財研究所研究集会報告集 3 住まいと住まい方—遺跡・遺物から何を読み取るか—』(平野修編)、岩田書院、pp105～118

高島英之2000『古代出土文字資料の研究』、東京堂出版

高島英之2006『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版

高島英之2012『出土文字資料と古代の東国』、同成社

田形孝一1996「集落から村落へ(1)」『研究連絡誌』47、千葉県文化財センター、pp 8～22

田熊清彦2006「則天文字」『文字と古代日本 5 文字表現の獲得』(平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編)、吉川弘文館、pp261～283

千葉県文化財センター 2000『印西市鳴神山遺跡III・白井谷奥遺跡』

堤隆1991「住居廃絶時における竈解体をめぐる」『東海史学』25、東海大学史学会、pp93～114

堤隆1995「竈の廃棄プロセスとその意味」『山梨県考古学協会誌 7 特集：山梨県考古学協会第10回秋季大会論考篇—発掘が語る古代竪穴住居の様相—』、山梨県考古学協会、pp12～16

堤隆2007「竪穴建物廃棄時のカマド解体とその意味」『月刊考古学ジャーナル』559、ニューサイエンス社、pp10～14

寺沢知子1986「祭祀の変化と民衆」『季刊考古学16 古墳時代の社会と変革』pp56～61

寺沢知子1992「カマドへの祭祀行為とカマド神の成立」『同志社大学考古学シリーズ 5、考古学と生活文化』、同志社大学考古学シリーズ刊行会、pp455～476

東総文化財センター 2000『千葉県匝瑳郡光町夏台遺跡』

富永樹之2005「神奈川県における奈良・平安時代の祭祀遺構と遺物」『論叢古代相模』、相模の古代を考える会、pp51～84

時枝務2015「竪穴建物と祭祀」『季刊考古学131 特集：古代「竪穴建物」研究の可能性』、雄山閣、p 80～82

中沢悟1986「竈の廃棄について—村主遺跡における平安時代の竈を中心とした竈の様相—」『群馬県利根郡月夜野町大原Ⅱ遺跡・村主遺跡』、群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp251～255

長野県埋蔵文化財センター 1996『長野県屋代遺跡群木簡』

中村喬1985「竈神と竈の祭について」『立命館文学』481・482(立命館大学人文学会)

中村英重1999『古代祭祀論』、吉川弘文館

野崎進1997「遺物の出土状態をめぐる」『山梨県考古学協会誌』9、山梨県考古学協会、pp 6～12

久松哉須子1992「カマドをめぐる祭祀」『同志社大学考古学シリーズ 5 考古学と生活文化』、同志社大学考古学シリーズ刊行会、pp475～488

平川南2000 a『墨書土器の研究』、吉川弘文館、pp259～320、(初出1991)

平川南2000 b 前掲書pp320～324、(初出1989)

平川南2000 c 前掲書pp373～377、(初出1997)

平川南2014『出土文字に新しい古代史を求めて』、同成社、pp79～86(初出1991)

平野修1999「山梨県内における古代竪穴住居の構造—北巨摩郡長坂町石原田北遺跡J マート地点の事例から—」『山梨県考古学論集』IV、山梨県考古学協会、pp269～281

平野修編2000『帝京大学山梨文化財研究所研究集会報告集 3、住まいと住まい方—遺跡・遺物から何を読み取るか—』、岩田書院

富士見村教育委員会1998『旭久保B遺跡』

保坂和博1992「古代竪穴住居址の基礎的研究」『山梨県考古学協会誌』5、山梨県考古学協会、pp83～95

前橋市埋蔵文化財発掘調査団2008『勝沢田之口遺跡』

増尾伸一郎2001「氏神・土の気・竈神とその鉱脈」『叢書：想像する平安文学 7、系図を読む／地図を読む—物語時空論—』(河添房江ほか編)、勉誠出版、pp79～108

松前健1998「古代宮廷竈神考」『松前健著作集』12(松前健)、おうふう(初出1973)

水野正好1982「竈形—日本古代竈神の周辺」『古代研究』24、元興寺文化財研究所、pp 1～13

宮本長二郎1996『日本原始古代の住居建築』、中央公論美術出版

森泰通1997「移動式カマドについての覚書—豊田市江古山遺跡出土例をもとに—」『三河考古』10、三河考古学談話会、pp22～31

森原明廣2000「竪穴住居埋没過程分析の一視点—住まいの廃絶後の再認識へ向けて—」『帝京大学山梨文化財研究所研究集会報告集 3 住まいと住まい方—遺跡・遺物から何を読み取るか—』(平野修編)、岩田書院、pp 1～20

門田誠一 2011「陰陽道関係考古資料の基礎的考察」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』7、佛教大学宗教文化ミュージアム、pp 3～32

横浜市歴史博物館2012『企画展：火の神生命の神—古代のカマド信仰をさぐる—』(図録)

吉澤悟1994「内膳司の竈神について」『西垣晴次先生退官記念宗教史・地方史論叢』(西垣晴次先生退官記念宗教史・地方史論叢編集委員会編)、刀水書房、pp99～134

渡辺康弘1993「竈神の祭祀」『二十一世紀への考古学、桜井清彦先生古稀記念論文集』(桜井清彦先生古稀記念会編)、雄山閣出版、pp117～120